

令和4年4月4日

保護者の皆様  
学生の皆さん

東京工業高等専門学校  
校長 谷 合 俊 一  
寮務主事 中 川 修

### 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応に関する学生寮の特別運営について

本校学生寮では、令和2年度以来、「新型コロナウイルス感染症対応に関する学生寮の特別運営」を実施して感染防止に努めています。令和4年度につきましても特別運営を継続し感染防止に努めてまいります。何卒ご理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 学生寮の特別運営に関する基本的な考え方

東京工業高等専門学校学生寮においては、令和2年5月15日より新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）対策のための特別運営を行ってきたが、令和4年3月末時点で感染の終息が見込まれないことから、令和4年度についても特別運営を行うこととする。なお、今後の感染症の状況により、本特別運営について、適用期間及び内容を変更する可能性がある。

#### 2. 入寮について

- 発熱（37.5℃以上）、倦怠感、味覚・嗅覚異常等、感染症が疑われる症状が認められる場合は、医療機関の判断を仰ぎ、感染症に罹患していないことを確認し、症状が回復するまで入寮を延期する。
- 同居家族等が感染症に罹患し、寮生が濃厚接触者となった場合は入寮を延期し、自宅等において一定期間経過観察を行う。経過観察後、異常がなければ入寮を許可する。
- 寮生が感染者と判定された場合は、入寮を延期して保健所等の指示に従う。

#### 3. 開寮後に行う感染予防策

※本校の学生寮（2寮、3寮、国際寮）の寮室は、1人室と2人室で構成され、以下の諸室（トイレ、洗面所、シャワー、ランドリー、補食室、交流スペース、廊下及び階段、玄関ホール）は、棟単位の共用となっている。

食堂棟（食堂、浴室、脱衣所、トイレ）は全寮生の共用となっている。

入寮希望者数により、一定数の2人室が生じる可能性がある。

- 寮生は、検温、健康観察、感染症予防（手洗い、うがい、手指の消毒、換気、マスク着用等）を励行する。
- 食堂は、自習室との仕切りを外して全体面積を広げたくうえで、机1卓に対する座席数を減らし、席間の間隔を広くする。また、机上に仕切り板を設置する。

- 浴室（脱衣所を含む）は、同時利用者数に制限を設け、交代で利用する。
- 補食室、交流スペース等他の寮生と接する場所では必ずマスクを着用すること。
- 補食室、交流スペース等での飲食を禁止する。

#### 4. 寮生活における制限事項

- 寮生の点呼を 21 時に実施する。それ以降の外出を禁止する。
- 不要不急の外出を禁止する。
- 寮生は自室で過ごすことを基本とし自室以外の寮生の部屋に立ち入ることを禁止する。
- 他棟や他フロアへの不要な移動を禁止する。
- トイレ、洗面所、シャワー、ランドリー、廊下の使用は通常どおりとする。

#### 5. 開寮後、寮生に感染者が発生した場合

##### (1) 寮生に発熱、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常等感染症罹患が疑われる症状がみられる場合

- 当該寮生に自宅待機を指示する。保護者の迎えを必須とする。公共交通機関の利用は不可とする。
- 保護者迎えまでに一時待機が必要な場合は、空き部屋などを利用する。
- 帰宅後は必ず医療機関又は保健所の指示を仰ぎ、自宅待機期間が示された場合はこれに従う。
- PCR 検査、または抗原検査を受検することとなった場合は、その旨と検査結果を学校に連絡する。
- 自宅待機期間が示されなかった場合でも、感染症罹患が疑われる症状が改善するまでは帰寮を認めない。

##### (2) 寮生が濃厚接触者になった場合

- 当該寮生に自宅待機を指示する。保護者の迎えを必須とする。公共交通機関の利用は不可とする。
- 保護者迎えまでに一時待機が必要な場合は、空き部屋などを利用する。
- PCR 検査、または抗原検査を受検することとなった場合は、その旨と検査結果を学校に連絡する。

##### (3) 寮生が感染者と判定された場合

- 当該寮生は保健所の指示に従い、自宅待機、入院もしくは隔離施設へ移る。保護者の動向を必須とする。公共交通の利用は不可とする。
- 寮を出るまでに一時待機が必要な場合は、空き部屋などを利用する。
- 他の寮生に当該寮生の濃厚接触者が生じた場合は(2)と同様に対応する。
- 校長は所管の保健所等の指示を仰ぎ、状況に応じて寮内及び学校敷地内の消毒を行う。
- 寮内の消毒を行うこととなった場合、一部寮生を自宅に戻す場合がある。

以上

連絡先：東京高専 寮事務室 e-mail:ryoumu@tokyo-ct.ac.jp